

平成 24 年 2 月 10 日

東京電力株式会社  
代表取締役社長 西沢俊夫 様

神奈川県内広域水道企業団  
企業長 羽 田 慎 司

水道事業・水道用水供給事業に係る電気料金の値上げ率の圧縮等について（要請）

立春の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
当企業団の事業につきましては、常々御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 1 月 17 日、貴社から、平均 17 パーセント上昇となる企業向け電気料金の値上げに関するプレスリリースがなされたところです。

当企業団をはじめとする水道事業・水道用水供給事業者にとって、貴社福島第一原子力発電所事故による被害に対処するために、昨年 3 月以来支出した費用は、既に予算を超過しています。これに加えて、平成 24 年度から平均 17 パーセントとなる電気料金の値上げが実施されれば、水道事業の財政は一層困窮し、結果、県民・市民に対しての影響も懸念されます。

今回の料金値上げは、貴社の安全対策の瑕疵による代償を企業に対して一律に転嫁するものであり、安易に納得できるものではありません。

県民・市民の最も基本的なライフラインを担う水道事業に対する料金値上げについて、特段の配慮をするよう強く要請します。

また、貴社福島第一原子力発電所事故を起因とし、今夏も厳しい電力需給体制は回復せず、再び電力使用制限令が実施されることが見通されております。当企業団をはじめとする水道事業・水道用水供給事業者にとって、電力供給の制限が実施されれば、基幹施設の運転に甚大な影響を受け、県民・市民に対し、断減水を惹起しかねません。

事業運営の継続と弛まぬ水道水の供給を実現するため、水道事業・水道用水供給事業の公共的使命の見地から、今夏における電力使用制限令のさらなる適用緩和、適用除外をするよう併せて要請するものであります。